

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日 (平成23年8月30日 一部改正) (平成29年3月31日 一部改正) (平成30年7月15日 一部改正) <u>(平成31年4月1日 一部改正)</u></p> <p>文 部 科 学 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度 3-1. 認定の手続等 (略)</p> <p>○歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村において文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、</p>	<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日 (平成23年8月30日 一部改正) (平成29年3月31日 一部改正) (平成30年7月15日 一部改正)</p> <p>文 部 科 学 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度 3-1. 認定の手続等 (略)</p> <p>○歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村において文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特</p>

特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった協議の場（歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）等）で検討がなされるなど、十分な検討が行われ、関係者や地域住民の理解を得ていること。

- 歴史的風致維持向上計画に記載された具体的な取組を実施する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。
- 重点区域の設定に当たっては、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地、又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域を含み、歴史的、地域的關係性などに基づき、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体をなす周辺の土地の区域であって、かつ歴史的風致の維持及び向上のための各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
- 歴史的風致維持向上計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。
- 歴史的風致維持向上計画の作成に当たって、あらかじめ、公聴会の開催やパブリックコメントの募集など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること（法第5条第6項）。

（略）

①事前相談

（略）

（文部科学省）文化庁 文化資源活用課
（農林水産省）農村振興局農村政策部農村計画課

特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった協議の場（歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）等）で検討がなされるなど、十分な検討が行われ、関係者や地域住民の理解を得ていること。

- 歴史的風致維持向上計画に記載された具体的な取組を実施する時期等を考慮して、計画期間が明確に定められていること。
- 重点区域の設定に当たっては、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地、又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域を含み、歴史的、地域的關係性などに基づき、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体をなす周辺の土地の区域であって、かつ歴史的風致の維持及び向上のための各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
- 歴史的風致維持向上計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施されることが見込まれ、これらの事業等の実施が、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。
- 歴史的風致維持向上計画の作成に当たって、あらかじめ、公聴会の開催やパブリックコメントの募集など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること（法第5条第6項）。

（略）

①事前相談

（略）

（文部科学省）文化庁 文化財部伝統文化課文化財保護調整室
（農林水産省）農村振興局農村政策部農村計画課

(国土交通省) 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室 (以下「担当室」という。)

特に、歴史的風致維持向上計画の認定を円滑に行うためには、認定を行う主務省と事前に十分な相談がなされていることが望ましい。担当室は、地方支分部局及び各府省庁との緊密な連携の下、総括的な窓口としての役割を担っており、事前の相談を広く受け付けているので、積極的に活用されたい。

なお、歴史的風致維持向上計画において、社会資本整備総合交付金等を活用することとする場合は、文化財の保護（保存及び活用）の観点から都道府県教育委員会等と必要な調整を行い、その意見を示した書面を添付するとともに、各種事業について事前に各地方整備局等と必要な調整を行うようにすることが望ましい。

②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会等の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが

(国土交通省) 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室 (以下「担当室」という。)

特に、歴史的風致維持向上計画の認定を円滑に行うためには、認定を行う主務省と事前に十分な相談がなされていることが望ましい。担当室は、地方支分部局及び各府省庁との緊密な連携の下、総括的な窓口としての役割を担っており、事前の相談を広く受け付けているので、積極的に活用されたい。

なお、歴史的風致維持向上計画において、社会資本整備総合交付金等を活用することとする場合は、文化財の保護（保存及び活用）の観点から都道府県教育委員会と必要な調整を行い、その意見を示した書面を添付するとともに、各種事業について事前に各地方整備局等と必要な調整を行うようにすることが望ましい。

②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」にあるように、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想である「歴史文化基本構想」を策定

望ましいとしている。具体的には、文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」や文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月30日）において提言されている「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあつては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会 又は当該市町村 に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請（略）

(1)・(2)（略）

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について
（略）

し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあつては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請（略）

(1)・(2)（略）

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について
（略）

1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）

（略）

- 当該市町村の地形や地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用や人口動態、交通機関の整備、産業などの社会的環境、歴史や関わりのある人物などの歴史的環境、位置などの当該市町村の概要
- 歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定文化財（以下「指定等文化財」という。）、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- 祭りや伝統工芸などの地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- これらを踏まえた当該市町村において維持及び向上すべき具体の歴史的風致の特徴（歴史的、自然的、社会的特徴を含む）及びそれが存する場所（複数可）
- 当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- 当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。）、国指定文化財の保存活用（管理）計画、農業振興地域整備計画等の状況及びそれらの計画との関連性
- 市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制
- 歴史的風致維持向上計画の策定（変更）の経緯及び実施体制

2) （略）

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び

1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）

（略）

- 当該市町村の地形や地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用や人口動態、交通機関の整備、産業などの社会的環境、歴史や関わりのある人物などの歴史的環境、位置などの当該市町村の概要
- 歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定文化財（以下「指定等文化財」という。）、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- 祭りや伝統工芸などの地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- これらを踏まえた当該市町村において維持及び向上すべき具体の歴史的風致の特徴（歴史的、自然的、社会的特徴を含む）及びそれが存する場所（複数可）
- 当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- 当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、歴史文化基本構想、国指定文化財の保存活用（管理）計画、農業振興地域整備計画等の状況及びそれらの計画との関連性
- 市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制
- 歴史的風致維持向上計画の策定（変更）の経緯及び実施体制

2) （略）

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び

向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項

当該市町村の区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財（重点区域の核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区内の文化財に加え、文化財としての保護措置の有無にかかわらず、当該市町村に存在する全ての文化財を指す。）の保存又は活用に関する事項について記載すべきである。

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を伴う可能性のある場合には、「(b) 重点区域に関する事項」の「文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号イ、ロ及びハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会 又は町村の長 が行うことを想定している場合には、「(a) 市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

また、史跡等において歴史的な建造物を復原するに当たっては、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づき、文化財としての適切な措置を取るべきである。

(a) 市町村全体に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する方針
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
- 文化財の周辺環境の保全に関する方針

向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項

当該市町村の区域において歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財（重点区域の核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区内の文化財に加え、文化財としての保護措置の有無にかかわらず、当該市町村に存在する全ての文化財を指す。）の保存又は活用に関する事項について記載すべきである。

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を伴う可能性のある場合には、「(b) 重点区域に関する事項」の「文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号イ、ロ及びハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、「(a) 市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

また、史跡等において歴史的な建造物を復原するに当たっては、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な証拠に基づき、文化財としての適切な措置を取るべきである。

(a) 市町村全体に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の方針
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する方針
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
- 文化財の周辺環境の保全に関する方針

- 文化財の防災に関する方針
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- 埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会等^等の体制（地方文化財保護審議会の構成を含む。）と今後の方針
- 文化財の保存・活用に関わっている住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(b) 重点区域に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画
- 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画
- 文化財の防災に関する具体的な計画
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画
- 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用に関わる住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

なお、認定計画に記載された事業又は措置の進展等により、上記の計画が新たに事業として具体化する場合等には、法第7条第1項の規定による認定計画の変更が必要となる。

町村において、政令第6条第1項第1号ニに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、次のとおり事務の実施に関する事項を記載する。

(c) 政令第6条第1項第1号ニの規定により記載する事項

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

- 文化財の防災に関する方針
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
- 埋蔵文化財の取扱いに関する方針
- 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制（地方文化財保護審議会の構成を含む。）と今後の方針
- 文化財の保存・活用に関わっている住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(b) 重点区域に関する事項

- 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画
- 文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画
- 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画
- 文化財の防災に関する具体的な計画
- 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画
- 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画
- 文化財の保存・活用に関わる住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

なお、認定計画に記載された事業又は措置の進展等により、上記の計画が新たに事業として具体化する場合等には、法第7条第1項の規定による認定計画の変更が必要となる。

町村において、政令第6条第1項第1号ニに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、次のとおり事務の実施に関する事項を記載する。

(c) 政令第6条第1項第1号ニの規定により記載する事項

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

- 指定年月日
 - 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 町村の教育委員会 又は町村の長 が許可等の事務を行う期間
 - その他参考となるべき事項
- また、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

ロ. (略)

4) ~ 7) (略)

④~⑧ (略)

3-2. (略)

4. 歴史的風致形成建造物制度

4-1 (略)

4. 歴史的風致形成建造物制度

4-2. 指定手続

歴史的風致形成建造物は、当該建造物の増築等の行為を行おうとする場合に市町村長に届出が必要となること等の制限が所有者に課されるものであること、また、その所有者及び管理者に適切な管理をする義務が

- 指定年月日
 - 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 町村の教育委員会が許可等の事務を行う期間
 - その他参考となるべき事項
- また、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

ロ. (略)

4) ~ 7) (略)

④~⑧ (略)

3-2 (略)

4. 歴史的風致形成建造物制度

4-1 (略)

4. 歴史的風致形成建造物制度

4-2. 指定手続

歴史的風致形成建造物は、当該建造物の増築等の行為を行おうとする場合に市町村長に届出が必要となること等の制限が所有者に課されるものであること、また、その所有者及び管理者に適切な管理をする義務が

課せられることから、歴史的風致形成建造物の指定に当たり、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聴かなければならないこととされている（法第12条第2項）。

なお、「意見を聴かなければならない」とは、同意を要するという趣旨ではないが、その制限にかんがみ、できる限りその意見を尊重することが望ましい。また当該建造物が公共施設である場合は、各公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画等との整合を図る必要があるため、同意を得るものとされているところである（同項）。

歴史的風致形成建造物の中には文化財（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く（法第12条第1項。））であるものも含まれ、また文化財そのものではなくとも、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体となって「歴史的風致」を形成しているものであるため、文化財と密接な関連性を有することとなることから、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会の意見聴取を行う必要がある。ただし、文化財保護に関する事務を市町村の長が行う場合は意見の聴取を要しない（法第12条第2項）。

また、教育委員会から歴史的風致形成建造物が有形文化財等（法第12条第3項）に該当する旨通知を受けた場合は、市町村長は、その旨もあわせて当該歴史的風致形成建造物の所有者等に通知する必要がある（法第14条第1項）。これは、歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当するときは、そのことを前提として歴史的風致形成建造物の管理を行うことが必要であり、またその場合は管理又は修理に関して文化庁長官の技術的指導を求めることができるとされている（法第21条第1項）ことによるものである。所有者等が文化庁長官に技術的指導を求めるに際しては、文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省令第33号）第2条に基

課せられることから、歴史的風致形成建造物の指定に当たり、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聴かなければならないこととされている（法第12条第2項）。

なお、「意見を聴かなければならない」とは、同意を要するという趣旨ではないが、その制限にかんがみ、できる限りその意見を尊重することが望ましい。また当該建造物が公共施設である場合は、各公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画等との整合を図る必要があるため、同意を得るものとされているところである（同項）。

歴史的風致形成建造物の中には文化財（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く（法第12条第1項。））であるものも含まれ、また文化財そのものではなくとも、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体となって「歴史的風致」を形成しているものであるため、文化財と密接な関連性を有することとなることから、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会の意見聴取を行う必要がある（法第12条第2項）。

また、教育委員会から歴史的風致形成建造物が有形文化財等（法第12条第3項）に該当する旨通知を受けた場合は、市町村長は、その旨もあわせて当該歴史的風致形成建造物の所有者等に通知する必要がある（法第14条第1項）。これは、歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当するときは、そのことを前提として歴史的風致形成建造物の管理を行うことが必要であり、またその場合は管理又は修理に関して文化庁長官の技術的指導を求めることができるとされている（法第21条第1項）ことによるものである。所有者等が文化庁長官に技術的指導を求めるに際しては、文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省令第33号）第2条に基

づき、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市町村の教育委員会又は当該市町村を経由することとなる。

なお、歴史的風致形成建造物は、重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物について指定することはできないが、登録文化財や地方公共団体が指定する文化財、また景観重要建造物について重複して指定することは可能である。また歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当することとなる場合は、遅滞なく歴史的風致形成建造物の指定を解除することになる。

歴史的風致形成建造物の指定の提案に当たっては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項各号に掲げる図書を添付することとされているところであるが、同項第1号の「当該建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面」については、当該建造物の敷地の状況、敷地内の位置の状況、道路その他の公共の場所の状況等の敷地周辺の状況が明瞭にわかる図面とするべきである。

なお、歴史的風致形成建造物は認定計画の期間内に限り市町村が指定することができるものであり、認定計画の終了とともに指定の効力は失われることから、次期計画において引き続き当該歴史的風致形成建造物を指定しようとする場合は、改めて当該指定手続を経る必要がある。

4-3~5 (略)

4-6. 提案制度

重点区域内の建造物の所有者又は所有者の同意を得た歴史的風致維持向上支援法人は、当該建造物について、認定市町村の長に対し、歴史的

づき、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市町村の教育委員会を経由することとなる。

なお、歴史的風致形成建造物は、重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物について指定することはできないが、登録文化財や地方公共団体が指定する文化財、また景観重要建造物について重複して指定することは可能である。また歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当することとなる場合は、遅滞なく歴史的風致形成建造物の指定を解除することになる。

歴史的風致形成建造物の指定の提案に当たっては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項各号に掲げる図書を添付することとされているところであるが、同項第1号の「当該建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面」については、当該建造物の敷地の状況、敷地内の位置の状況、道路その他の公共の場所の状況等の敷地周辺の状況が明瞭にわかる図面とするべきである。

なお、歴史的風致形成建造物は認定計画の期間内に限り市町村が指定することができるものであり、認定計画の終了とともに指定の効力は失われることから、次期計画において引き続き当該歴史的風致形成建造物を指定しようとする場合は、改めて当該指定手続を経る必要がある。

4-3~5 (略)

4-6. 提案制度

重点区域内の建造物の所有者又は所有者の同意を得た歴史的風致維持向上支援法人は、当該建造物について、認定市町村の長に対し、歴史的

風致形成建築物として指定することを提案することができることとされている（法第13条第1項及び第2項）。これは、地域の歴史的風致を形成する建築物の保全について、住民等からの積極的な参加が求められることによるものである。なお、提案に係る主体を所有者又は所有者の同意を得た歴史的風致維持向上支援法人としている趣旨は、指定されることにより、所有者に対し、歴史的風致形成建築物を適切に管理する義務、及び増築等の届出規制等が適用されることによるものである。

提案が行われた場合の事務処理に要する期間については、具体的な期限が設けられているものではないが、認定市町村は、提案が適当と認めるときは、速やかに指定を行うことが望ましい。また、認定市町村は、提案に係る建築物について、歴史的風致形成建築物として指定をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならないこととされており（法第13条第3項）、また、指定したときは、直ちに、その旨等を当該歴史的風致形成建築物の所有者に通知しなければならないこととされている（法第14条第1項）。

なお、提案に係る建築物について、歴史的風致形成建築物として指定をする必要がないと判断したときは、その判断が適切かどうかを担保するため、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会から意見を聴かなければならないものとされている。ただし、文化財の保護に関する事務を市町村の長が行う場合は意見の聴取を要しない（法第13条第4項）。また、指定をしない旨及びその理由を通知する際には、提案をした者がその内容を十分に理解できるものとすべきである。

5. 認定と連携した支援措置等

5-1. 法に定める特別の措置

風致形成建築物として指定することを提案することができることとされている（法第13条第1項及び第2項）。これは、地域の歴史的風致を形成する建築物の保全について、住民等からの積極的な参加が求められることによるものである。なお、提案に係る主体を所有者又は所有者の同意を得た歴史的風致維持向上支援法人としている趣旨は、指定されることにより、所有者に対し、歴史的風致形成建築物を適切に管理する義務、及び増築等の届出規制等が適用されることによるものである。

提案が行われた場合の事務処理に要する期間については、具体的な期限が設けられているものではないが、認定市町村は、提案が適当と認めるときは、速やかに指定を行うことが望ましい。また、認定市町村は、提案に係る建築物について、歴史的風致形成建築物として指定をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならないこととされており（法第13条第3項）、また、指定したときは、直ちに、その旨等を当該歴史的風致形成建築物の所有者に通知しなければならないこととされている（法第14条第1項）。

なお、提案に係る建築物について、歴史的風致形成建築物として指定をする必要がないと判断したときは、その判断が適切かどうかを担保するため、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会から意見を聴かなければならないものとされている（法第13条第4項）。また、指定をしない旨及びその理由を通知する際には、提案をした者がその内容を十分に理解できるものとすべきである。

5. 認定と連携した支援措置等

5-1. 法に定める特別の措置

①・② (略)

③文化財保護法の事務の特例

(1) 趣旨

認定計画を実施するに当たっては、重要文化財建造物等に係る現状変更の許可等、法第24条第1項各号に規定する文化庁長官の権限に属する事務を伴うことが想定される。その際、当該事務を認定町村の教育委員会又は町村の長が行うことができれば、認定計画の円滑な実施に資することとなるため、文化庁長官は、当該事務の全部又は一部について、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会又は町村の長が行うこととすることができる（法第24条第1項）。

また、認定市町村の長は、認定計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、上記の事務の全部又は一部を当該市町村の教育委員会又は当該市町村の長が処理することとするよう要請できる（同条第5項、第6項）。

(2) 留意点

認定町村の教育委員会又は町村の長が行うこととすることができる事務は、政令第6条第1項に掲げる事務の全部又は一部のうち、同条第2項から第4項までに規定する手続きを経て、文化庁長官が、当該認定町村の教育委員会又は町村の長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を官報で告示したものである。文化庁長官は、認定計画における重要文化財建造物等の位置づけや当該認定町村の教育委員会又は町村の体制を勘案し、事務の内容及び当該事務を行う期間を定める。

同項第1号イ、ロ及びハに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務を町村の教育委員会又は町村の長が処理するに当たっては、「文

①・② (略)

③文化財保護法の事務の特例

(1) 趣旨

認定計画を実施するに当たっては、重要文化財建造物等に係る現状変更の許可等、法第24条第1項各号に規定する文化庁長官の権限に属する事務を伴うことが想定される。その際、当該事務を認定町村の教育委員会が行うことができれば、認定計画の円滑な実施に資することとなるため、文化庁長官は、当該事務の全部又は一部について、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会が行うこととすることができる（法第24条第1項）。

また、認定市町村の長は、認定計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、上記の事務の全部又は一部を当該市町村の教育委員会が処理することとするよう要請できる（同条第5項、第6項）。

(2) 留意点

認定町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、政令第6条第1項に掲げる事務の全部又は一部のうち、同条第2項から第4項までに規定する手続きを経て、文化庁長官が、当該認定町村の教育委員会が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を官報で告示したものである。文化庁長官は、認定計画における重要文化財建造物等の位置づけや当該認定町村の教育委員会の体制を勘案し、事務の内容及び当該事務を行う期間を定める。

同項第1号イ、ロ及びハに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務を町村の教育委員会が処理するに当たっては、「文化財保護法施

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」(平成12年4月28日文化庁大臣裁定)を準用することが望ましい。

また、町村において、同号ハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会又は町村の長が行うことを想定している場合には、申請計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に、3.3-1.③(3)3)イ.(c)に記載した事務の実施に関する事項を記載し、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市については、これらの事務は、文化財保護法第184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条の規定により、既に当該市の教育委員会又は市の長が行うこととされているところである。

また、法第24条第5項に基づき、文部科学大臣に対し、事務の全部又は一部を当該認定市町村の教育委員会又は市町村の長が処理することとするよう要請することを検討する際には、計画作成の事前相談と同様に、文化財保護制度を所管する文化庁に随時相談することが望ましい。

④～⑨ (略)

5-2 (略)

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用できる国の支援措置は以下のとおりである。

① 地域文化財総合活用推進事業

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、地域の文化財を総合的に

行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」(平成12年4月28日文化庁大臣裁定)を準用することが望ましい。

また、町村において、同号ハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、申請計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に、3.3-1.③(3)3)イ.(c)に記載した事務の実施に関する事項を記載し、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市については、これらの事務は、文化財保護法第184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条の規定により、既に当該市の教育委員会が行うこととされているところである。

また、法第24条第5項に基づき、文部科学大臣に対し、事務の全部又は一部を当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することを検討する際には、計画作成の事前相談と同様に、文化財保護制度を所管する文化庁に随時相談することが望ましい。

④～⑨ (略)

5-2 (略)

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用できる国の支援措置は以下のとおりである。

① 日本遺産魅力発信推進事業

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーで語

保存・活用するための基本的な計画である「文化財保存活用地域計画」等の策定を行うための調査研究等の取組を支援するとともに、文化財保存活用地域計画等に基づいて実施される取組の支援や、「日本遺産」の認定地域における文化財群の総合的な整備・活用等の支援、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取組の支援等を行うものである。

②～⑦ (略)

6・7 (略)

る「日本遺産」の申請については、認定計画の策定についても要件の一つになるとともに、日本遺産認定後は、認定自治体からの申請を踏まえ、情報発信・人材育成、普及啓発、公開活用のための整備に対して支援を行うものである。

②文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業）

地域の無形の民俗文化財等に関して、用具の修理や後継者養成により確実に次世代に継承するための基盤を整備する取組や、地域の文化遺産の総合的な情報発信等を行う取組を支援するものである。

③文化遺産総合活用推進事業(地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画(仮称)等策定支援事業)

地域の文化財を幅広く把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための、歴史文化基本構想の策定又は改訂を行う調査研究等や文化財保護法に基づく「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）」の作成を支援するものである。

④観光拠点形成重点支援事業（歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業）

歴史文化基本構想で定めている関連文化財群や歴史文化保存活用区域の文化財の活用を図る観光拠点づくりに資する総合的な取組を支援するものである。

⑤～⑩ (略)

6・7 (略)

様式第 1

歴史的風致維持向上計画認定申請書

(略)

様式第 2

歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書

(略)

様式第 3

歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書

文化庁 文化資源活用課長 殿
農林水産省 農村振興局 農村計画課長 殿
国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 殿
(略)

番 号

番 号

番 号

年 月 日

様式第 1

歴史的風致維持向上計画認定申請書

(略)

様式第 2

歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書

(略)

様式第 3

歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書

文化庁 文化財部 伝統文化課長 殿
農林水産省 農村振興局 農村計画課長 殿
国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室長 殿
(略)

年 月 日

別添 1

(略)

第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 (略)

1. (略)

2. 既存計画 (上位・関連機関) ※作成しているものを記載

(1) ~ (3) (略)

(4) 文化財保存活用地域計画 (歴史文化基本構想を含む。)

(5)・(6) (略)

(略)

第 4 章 (略)

第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の修理 (整備) に関する方針 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 (8) 教育委員会等^等の体制と今後の方針 (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

2. (略)

第 6 ~ 8 章 (略)

別添 2 (略)

別添 1

(略)

第 3 章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 (略)

1. (略)

2. 既存計画 (上位・関連機関) ※作成しているものを記載

(1) ~ (3) (略)

(4) 歴史文化基本構想

(5)・(6) (略)

(略)

第 4 章 (略)

第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の修理 (整備) に関する方針 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災に関する方針 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針 (8) 教育委員会の体制と今後の方針 (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

2. (略)

第 6 ~ 8 章 (略)

別添 2 (略)